

給実甲第 1 3 3 1 号

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 2 8 号の一部改正について（通知）

給実甲第 2 8 号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を下記のとおり改正したので、令和 6 年 1 2 月 2 5 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(削る)	<u>別表関係</u> <u>別表第 1 イの備考(二)、別表第 2 の備考(二)、別表第 3 の備考(二)並びに別表第 4 イの備考(二)及びロの備考(二)の規定の適用を受ける職員については、人事院規則 9—9 9（給与法別表第 1 イの備考(二)等の規定の適用を受ける職員）の定めるところによる。</u>

以 上